

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー	コード	7172
提出日	2021/3/4	異動(予定)日	2021/3/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
<input type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)													異動内容	本人の 同意		
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし				
1	森 巖	社外取締役	○											△						有
2	柳井 俊二	社外取締役	○														○			有
3	前川 晶	社外取締役	○														○			有
4	井戸 清人	社外取締役	○														○	新任		有
5	小松澤 仁	社外監査役															○			
6	山口 久男	社外監査役												○						

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	森巖氏は(株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行)の出身者ですが、2005年の退任後同行グループの業務執行には携わっておりません。また、同行は当社グループにおいて複数ある借入先のひとつではありますが、当社の意思決定に著しい影響を与える取引先ではありません。なお、当社の社外役員に関する独立性基準は後記4.補足説明のとおりであります。	森巖氏は、長年にわたる国際金融分野における豊富な経験と事業会社における卓越した経営手腕に基づき、当社社外取締役への就任以来、取締役会において積極的かつ有意義な助言及び提言等をいただいております。引き続き、同氏の知見や経験等を経営の監督に活かしていただくために選任いたしました。 (独立役員の指定理由) 同氏は当社の主要な株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。
2	該当事項なし	柳井俊二氏は、外務事務次官、駐米大使、国際海洋法裁判所所長を歴任し、国際情勢に関する高い見識と多様性の観点から、当社社外取締役への就任以来、取締役会において積極的かつ的確な意見及び提言等をいただいております。引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただくために、選任いたしました。 (独立役員の指定理由) 同氏は、当社の主要な株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。
3	該当事項なし	前川晶氏は、法律の専門家としての知識や経験に基づき、当社社外取締役に就任以来、取締役会において法務リスクやコンプライアンスの観点から積極的かつ的確な意見及び提言等をいただいております。引き続き、同氏の知識や経験等を経営の監督に活かしていただくために、選任いたしました。 (独立役員の指定理由) 同氏は、当社の主要な株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。
4	該当事項なし	井戸清人氏は、財務省国際局長、日本銀行理事、事業会社における社外取締役等を歴任し、国内外の金融情勢及び企業統治に関する高い見識を有していることから、取締役会において的確な意見及び提言等が期待できるものであります。 (独立役員の指定理由) 同氏は、当社の主要な株主や取引先等の出身者ではないため、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として最適であると判断しております。 なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職責を果たしていただけると判断しております。
5	該当事項なし	
6	山口久男氏は、山口久男税理士事務所所長を兼任しており、同事務所と当社子会社(JPリースプロダクツ&サービシズ株式会社)との間で顧客紹介契約を締結しております。同子会社が同事務所から顧客紹介を受けた際に支払う報酬額は、第三者との取引と比較して同等の取引条件であり、かつ僅少のため当社の定める「独立性判断基準」の「一定額」の範囲内です。	

4. 補足説明

独立性判断基準

当社における社外取締役または社外監査役のうち、以下のいずれの基準にも該当しない当該社外取締役または社外監査役は、独立性を有すると判断されるものとする。

1. 当社を主要な取引先とする者またはその業務執行者である者
2. 当社の主要な取引先である者またはその業務執行者である者
3. 当社から役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等（その財産上の利益を受けている者が法人、組合等の団体である場合には、その団体に所属する者。）
4. 当社の主要借入先またはその業務執行者である者
5. 当社から一定額を超える寄付または助成を受けている者または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者である者
6. 当社の業務執行者である者が他の会社の社外役員に就いている、または就いていた場合における当該他の会社の業務執行者である者
7. 当社の大株主またはその業務執行者である者
8. 過去3年間に於いて上記1から7のいずれかに該当していた者
9. 上記1から8までのいずれかに該当する者（なお、重要な地位にある者に限る）の近親者等
10. 当社または当社の子会社の取締役、執行役もしくは支配人その他の重要な使用人である者の近親者等

(注)

1. 「当社を主要な取引先とする者」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の1%以上の支払いを当社から受けた者をいう。
2. 「当社の主要な取引先である者」とは、当社の直近事業年度における年間連結売上高の1%以上の支払いを当社に行っている者をいう。
3. 「業務執行者である者」とは、会社の業務執行取締役、執行役または支配人その他の使用人である者をいう。
4. 「主要借入先」とは、直近の事業年度における連結ベースでの借入額が、当該事業年度における当社の連結総資産の2%以上の借入先であることをいう。
5. 「一定額」とは、年間1,000万円であることをいう。
6. 「大株主」とは、当社における総議決権の10%以上の議決権を保有する者であることをいう。なお、持株比率は自己株式を控除して算定するものとし、大株主には当社自身を含まないものとする。
7. 「重要な地位にある者」とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人である者をいう。
8. 「近親者等」とは、配偶者及び二親等内の親族である者をいう。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。